

「平成28年熊本地震による被災企業に関する有価証券上場規程の特例」等の制定について

平成28年5月31日
株式会社名古屋証券取引所

1. 趣 旨

本年4月14日より発生している平成28年熊本地震は、九州地方を中心に甚大な人的・物的被害をもたらしているほか、インフラ機能の低下やサプライチェーンの寸断による生産活動の不安定化などを通じて被災地域内外の企業活動・企業業績に大きな影響を及ぼしております。

当取引所では、被災企業の復興を支援し、もって我が国経済の活性化に寄与する観点から、平成28年熊本地震の被災により経営に打撃を受けた上場会社の上場管理や上場申請（予定）会社の新規上場において柔軟な対応を可能にするため、震災の影響に配慮した特例を新設することとします。

なお、この特例の制定に伴い、上場管理や新規上場の実務においても、震災の影響に配慮した運用を行うものとします。

2. 概 要

(備 考)

(1) 上場審査基準の特例

① 監査意見

- ・上場申請会社において、平成28年熊本地震により直前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載されている場合も基準を充足するものとします。

- ・平成28年熊本地震による被災企業に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）第2条第1項等

(2) 上場廃止基準の特例

① 債務超過

- ・上場会社が、平成28年熊本地震による特別損失の発生に起因して債務超過の状態となった場合は、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。

- ・特例第4条第1項等

② 業績

- ・セントレックスの上場会社が平成28年熊本地震による特別損失の発生に起因して営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合（上場廃止の猶予期間に入っている上場会社については正とならなかった場合）は、その年度の業績は対象外とします。

- ・特例第4条第3項等

3. 施 行 日

- ・平成28年5月31日から施行します。
- ・項番2.(2)については、平成28年4月14日以後に終了する事業年度から適用します。

以 上